

監査委員公表

監査委員公表第5号

令和2年3月19日付 H31-21000-01081 及び H31-21000-01137 の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年8月11日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂
同	砺山	和仁
同	浅田	ますみ
同	ごう	まなみ

R02-01090-01625

令和2年5月29日

長崎県監査委員 瀨本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 浅田 ますみ 様
長崎県監査委員 ごう まなみ 様

長崎県知事 中村 法道 

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和2年3月19日付 H31-21000-01137 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:総務部 学事振興課		
【学校法人 鎮西学院】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 領収書について(高等学校)</p> <p>授業料等に係る領収書について、連続番号が付されていない。 現金に係る事故を防止するため、事前に領収書に番号を付した上で使用すること。</p>	<p>監査の講評で指導いただいたことを受け、ただちに使用中及び今後使用予定の領収書に通し番号を付し、現金にかかる事故防止対策を講じました。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:企画振興部 新幹線・総合交通対策課		
【長崎国際航空貨物ターミナル株式会社】		
意見(団体)	<p>(1) 出資目的と現状について</p> <p>長崎空港が国際・国内航空貨物の物流拠点になることを目指し、平成4年に設立された当法人の主要事業の1つである国際航空貨物の取扱量について、平成9年度(1,373トン)以降、多少の増減はあったものの減少傾向にあり、当年度の実績は開業以来最も少ない157トンとなっている。</p> <p>大規模都市空港への貨物集中や、航空便事情も実績減の背景にあるとのことであるが、関係機関と協議を行うなど、物流の拡大に向けて具体的方策の検討が必要である。</p>	<p>従来にも増して長崎県並びに関係機関との連携を強化し、協力を得ながら国際航空貨物の取扱量拡大に向けた具体的方策を検討・実施してまいります。</p> <p>また、今後、長崎空港24時間運用、IR誘致が実現した場合、長崎空港の利用者の増加並びに増便や機材の大型化、新規就航路線の開設が想定され、国際貨物・国内貨物とも増大することが期待されることから、長崎県の産業振興の観点も踏まえ、長崎県並びに関係機関とも連携しながら、物流拡大に向けての調査研究を進めてまいります。</p>
意見(主務課)	<p>(1) 出資目的と現状について</p> <p>長崎空港が国際・国内航空貨物の物流拠点になることを目指し、平成4年に設立された当法人の主要事業の1つである国際航空貨物の取扱量について、平成9年度(1,373トン)以降、多少の増減はあったものの減少傾向にあり、当年度の実績は開業以来最も少ない157トンとなっている。</p> <p>大規模都市空港への貨物集中や、航空便事情も実績減の背景にあるとのことであるが、所管課においても県関係部局と協議を行うなど、物流の拡大に向けて具体的方策の検討が必要である。</p>	<p>本団体設立当初と比較し、福岡空港等の主要空港への貨物集約等、長崎空港における集荷環境が大きく変化しているものの、航空貨物事業の振興は、空港の活性化はもとより、県内経済の成長に寄与するものであるため、農林水産部等の庁内関係部局や貨物事業者等との連携強化を通じて、新たな商材の掘り起こしや商流チャンネルの創出に取り組み、長崎空港における取扱貨物の増加に繋げてまいります。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:文化観光国際部 観光振興課		
【一般社団法人 長崎県観光連盟】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金(事業費)の実績報告の誤りについて</p> <p>当法人への県の補助金額の確定事務について、平成31年3月に行った計画変更申請及び実績報告書提出に際し、同補助事業で作成した書籍の販売代金213,474円を差し引いた額に補助金額を変更すべきところ、当該金額を含めた額で同補助金額の実績報告を行い、結果的に補助金を過大に受領している。</p> <p>過大受領となる補助金については、県に返還すること。</p>	<p>平成30年度に過大受領になった補助金については、令和元年12月6日付けで県へ返還いたしました。</p> <p>今後、書籍の販売など収入が発生する事業の取り扱いについては、県とも協議を行い、十分留意して補助事業に係る事務処理を行ってまいります。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金(事業費)について</p> <p>当法人への県の補助金額の確定事務について、平成31年3月に行った計画変更承認及び補助金額の確定に際し、同補助事業で作成した書籍の販売代金213,474円を差し引いた額に補助金額を変更し確定すべきところ、当該金額を含めた額で同補助金額の確定を行い、補助金を過大に支出している。</p> <p>過大交付となる補助金については、法人に返還を求めること。</p> <p>なお、書籍等販売を目的とする成果物に対する補助については、補助を受けた年度内にすべて販売ができなかった場合、補助対象年度以降の販売収入についても同様に過大となるおそれがあるため、補助制度のあり方として販売収入と補助との関係を再整理すること。</p>	<p>平成30年度の補助金において、過大となった分については、既に当法人から返還を受けております。</p> <p>今後、書籍等販売を目的とする成果物に対する補助については、当該年度に必要な部数を正確に把握するなど、年間事業計画を十分に精査して、補助金事務を行ってまいります。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局: 県民生活部 生活衛生課		
【公益財団法人 長崎県食鳥肉衛生協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 郵便切手の管理について</p> <p>郵便切手の管理については、受払簿を備えており、担当者が郵便切手の実在高と受払簿の照合を行っているが、担当者のみで行っており、また、照合印等残高を確認した記録がない。適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>毎月、事務局長まで照合を行い、受払簿に押印するようにいたしました。今後とも、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 医療人材対策室		
【公益社団法人 長崎県看護協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 利用料金の設定に係る知事の承認について</p> <p>当法人が長崎県看護キャリア支援センターの利用料金を定める場合には、長崎県看護キャリア支援センター条例(平成26年長崎県条例第53号)の規定に基づき知事の承認を受けなければならないこととなっているが、演習室3の利用について、知事の承認がないまま、演習室1及び2の利用料金と同額を徴収している。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>長崎県看護キャリア支援センター条例の規定に基づき、演習室3の利用について令和元年10月2日に追加設定の申請を行い、知事の承認を受けました。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について(長崎県看護キャリア支援センター)</p> <p>当法人は、関係施設(医療機関、社会福祉施設等)を訪問したり、パンフレットの送付を行ったほか、ホームページ等により施設の周知を図るなど利用促進に努めている。</p> <p>しかしながら、当年度の利用状況は、成果指標である研修受講者数については目標値に達しているものの、もう一つの成果指標である就業相談等件数については目標値に達しておらず、前年度の実績値も下回っている。</p> <p>今後とも、利用者のニーズの把握・利便性の向上に努めるなど、なお一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>関係施設への訪問活動や広報誌・ホームページの内容を見直すなど、今後も引き続き広報活動に力を入れるとともに、ハローワークとも連携を図りながら、更なる利用促進に取り組んでいきます。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 国保・健康増進課		
【特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 目的外の施設利用について</p> <p>長崎県難病相談・支援センターの管理運営に関する基本協定書には、施設等を設置目的以外の用に供してはならないと規定しているが、「患者会活動室」を当センターの事業内容と直接関係のない団体に実質的な事務室として、平成19年2月1日から恒常的に利用させている実態がある。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>当該団体は、難病患者や透析患者の送迎・移送等を患者自らが行う目的で、長崎県、長崎市の補助金を受けて運営し、公益性のある事業を実施しており、センターの設置目的と一部適うものとして「患者会活動室」の使用を認めてきました。</p> <p>しかしながら、団体の事務室としての恒常的な使用は適切でないため、主務課の指導をいただき、移転に向けて協議していきます。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について(長崎県難病相談・支援センター)</p> <p>当年度の各種相談件数は964件(対計画比60.3%)、施設利用者数は4,833人(対計画比92.7%)であり、どちらも目標を下回っている。</p> <p>当センターにおいては、就業支援やピアサポートの活用に取り組むなど、難病患者や家族等のサービス向上を図っているが、引き続き一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>難病に関する講座やイベント等の充実を図るとともに、関係機関と連携した就労支援等を推進して利用促進に努めます。</p> <p>また、関係機関や団体等へ「センターニュース」等を広く配布して周知を図るとともに、保健所や患者会と連携した出張相談や医療講演会等の開催等、センター外での活動も充実させることにより、相談件数の増加を図ります。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 目的外の施設利用について</p> <p>長崎県難病相談・支援センターの管理運営に関する基本協定書には、施設等を設置目的以外の用に供してはならないと規定しているが、指定管理者において「患者会活動室」を当センターの事業内容と直接関係のない団体に実質的な事務室として、平成19年2月1日から恒常的に利用させている実態がある。</p> <p>指定管理者には、行政財産である当センターの施設の目的外使用許可の権限がないことから、指定管理者と協議のうえ、是正を図ること。</p>	<p>当該団体は、難病患者や透析患者の送迎・移送等を患者自らが行う目的で、長崎県、長崎市の補助金を受けて運営し、公益性のある事業を実施しており、センターの設置目的と一部適うものとして「患者会活動室」の使用を認めてきました。</p> <p>しかしながら、団体の事務室としての恒常的な使用は適切でないため、当該団体の移転に向けて協議し、本来の目的に沿った使用ができるよう是正を図ります。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 障害福祉課		
【社会福祉法人 大空の会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 立替払について</p> <p>職員が感染症予防対策品をドラッグストアで現金で購入し、その領収書の提出により当該職員に支出しているものがある。</p> <p>当法人の経理規程で定めている小口現金から支出するなど、適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>指摘を受け、購入伺いの提出後、決裁の上、仮払金を準備し、職員が物品等を購入する仕組みに改めました。</p> <p>また、これまで請求書払いで購入できる店舗が1店舗のみでしたので、現在、それ以外の2店舗と事務手続きを行っております。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部こども政策局 こども未来課		
【学校法人 鎮西学院】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 領収書について(幼稚園)</p> <p>授業料等に係る領収書について、連続番号が付されていない。 現金に係る事故を防止するため、事前に領収書に番号を付した上で使用すること。</p>	<p>今年度から、領収書に連続番号を付与し、使用しております。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 補助金額の確定について</p> <p>長崎県私立幼稚園特別支援教育費補助金の実績報告書において、補助対象経費(1,939,076円)が交付決定額(2,067,000円)より小さくなっているため当法人の負担額がマイナス(127,924円)となっている。 当法人はその旨実績報告書で報告しているにもかかわらず、県は交付決定額により当該補助金の額の確定を行っている。 過大交付となる補助金については返還を求めること。</p>	<p>令和2年3月9日付けで交付額の再確定通知及び返還命令を行い、令和2年3月17日に返還金の収納を確認しております。</p> <p>今後は額の確定を行う際は複数職員でチェックを行うなど、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部こども政策局 こども未来課		
【学校法人 柴田学園】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 預かり保育料について 長崎県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金の補助対象経費の算出に用いる預かり保育料の収入事務において、次のとおり是正すべき点があるので、適正な処理を行うこと。</p> <p>ア 職員による立替について 預かり保育料については保護者から現金で受領し、全員分が集まった時点で預金に入金しているが、平成30年4月分について納入が遅れている保護者がいたため、職員が立て替えている。</p> <p>イ 現金の管理について 保護者から現金で受領し、預金口座へ入金するまでの間、現金出納簿に記帳することなく保管しているため、現金在高を照合することができない。 また、時間外においては担当職員が当該現金を自宅に持ち帰り管理している。</p>	<p>職員立替については令和2年4月以降是正しており、立替えることがないよう指導・徹底しております。</p> <p>保護者から現金で受領した場合、出納簿に記帳して、速やかに預金口座に入金するよう徹底し、職員が現金を持ち帰らないようにしております。 時間外については、現金出納簿に記入のうえ、当日は現金を金庫に入れて保管し、翌日速やかに銀行に入金するよう徹底しております。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 補助金に係る人件費の算出について 長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)の運営費補助のうち、人件費(給与費割分。以下同じ。)の算定については、前年度における補助対象幼稚園の対象職員の給与総額を県内全園の同給与総額で除した割合を、県の同経費に係る予算額に乗じて得た額としている。</p> <p>しかし、当法人(幼稚園)の人件費の算出においては、根拠となる前年度の給与対象額を幼稚園運営に係る金額とすべきところ、併営する放課後児童クラブの兼務分も含んだ職員全員の人件費を基に算出したため、補助額(配分額)が過大となっている。</p> <p>また、本件に係る人件費の算出について所管課は、平成30年12月に実施した同法人に対する検査で誤りを把握していたにもかかわらず、交付額の変更等の措置も取っていない。</p> <p>算定の基礎となる同補助金の人件費に係る県補助金の予算額は定額のため、同幼稚園の補助額が過大になることで、県内の他の幼稚園の補助額(配分額)に影響することから、当該影響額を精査の上、補助金の返還も含め適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>当該法人に対し、併営する放課後児童クラブに従事した職員の人件費を差し引いた適正な資料の再提出を求め、補助金の再計算を行いました。その結果、過大交付となった分については、今後返還を求める手続きを行います。</p> <p>併せて、県内の他の対象法人すべて同様に確認を行い、交付額が過大となった法人については、同様に返還の措置を講じます。</p> <p>また、今後は、補助金制度について周知徹底を行い、資料提出を求める際に注意喚起を行うと共に、県で算定をする際には、複数人でチェックを行うなどの確認体制を強化することにより、再発防止に努めてまいります。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 企業振興課		
【公益財団法人 長崎県産業振興財団】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 助成金に係る事務手続について</p> <p>当法人が実施しているナガサキ型新産業創造ファンド事業助成金について、申請者から実績報告書を受理後、助成金の額の確定までに1年以上を要しているものがある。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>同事業は、平成30年度に終了しましたが、後継事業の「ナガサキ地域未来投資促進ファンド事業」において、助成案件ごとのチェックシートを作成し、進捗管理を徹底することとしました。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:農林部 諫早湾干拓課		
【公益財団法人 諫早湾地域振興基金】		
意 見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度の正味財産増減計算書では、経常収益が14,969千円、経常費用が63,591千円で、当年度経常増減額は48,622千円の赤字であるが、基本財産の一部(49,500千円)取り崩しにより補てんし、当期一般正味財産増減額は878千円の黒字となっている。</p> <p>基本財産(出捐金)の一部取り崩しを前提とした現行の運営方針は、令和3年度までのものであり、令和4年度以降の当法人のあり方については、令和3年度までに検討委員会等を設置し、方針を定めることとしているが、諫早湾干拓事業を取り巻く周囲の環境等も踏まえつつ、今後の基金事業の運営について検討しておく必要がある。</p>	<p>現行の運営方針においては、カキ、アサリの生産にかかる助成事業、調査研究事業など、諫早湾地域の振興上、維持促進が必要な中核的事業や基金運営費について、「事業効果維持促進枠」を設け、基本財産の一部処分により得た財源を充当できるルールを定め、運営を行っているところです。</p> <p>令和4年度以降の当基金のあり方については、ご意見のとおり、諫早湾干拓事業を取り巻く環境等を見据えながら検討してまいります。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 道路維持課		
【一般社団法人 長崎県公園緑地協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 施設利用者数の目標値設定について 平戸公園及び田平公園の施設全体に係る目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している(指定管理者:377,000人、県所管課:395,358人)が、目標値設定に際して、事前に県所管課と調整・協議を行うこと。</p>	<p>指定管理者の目標利用者数は、指定管理期間内である5ヶ年を通した事業計画に基づき設定した長期的な目標であるのに対し、県の目標値は直近の実績を反映させ、単年度の目標値を設定しているため相違が生じております。 目標設定については、今後も県と協議を続けてまいります。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について(平戸公園及び田平公園) 当法人は、公園利用促進のため、主催イベントとして「さくらまつり」、「光のフェスタ」のほか、フォトコンテストや野外体験学習等を開催し、またツーデウォーク等地域イベントの後援や協力を行うなど利用者増を図っている。 当年度の公園施設の利用者数をみると、無料施設利用者数は前年度より増加し、目標利用者数も上回っているものの、有料施設利用者数は前年度より減少し、目標利用者数も下回っている。 今後とも、施設のPRに努めるとともに、イベントの充実など利用促進に努められたい。</p>	<p>引き続き、公園ホームページによるPRなど利用促進に努めてまいります。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 施設利用者数の目標値設定について 平戸公園及び田平公園の施設全体に係る目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している(指定管理者:377,000人、県所管課:395,358人)が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。</p>	<p>指定管理者の目標利用者数は、指定管理期間内である5ヶ年を通した事業計画に基づき設定した長期的な目標であるのに対し、県の目標値は直近の実績を反映させ、単年度の目標値を設定しているため相違が生じております。 目標設定については、今後も指定管理者と協議を続けてまいります。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 道路維持課		
【長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 施設利用者数の目標値設定について 百花台公園及び百花台森林公園の施設全体に係る目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している(指定管理者:220,000人、県所管課:410,720人)が、目標値設定に際して、事前に県所管課と調整・協議を行うこと。</p>	<p>指定管理者の目標利用者数は、指定管理期間内である5ヶ年を通した事業計画に基づき設定した長期的な目標であるのに対し、県の目標値は直近の実績を反映させ、単年度の目標値を設定しているため相違が生じております。 目標設定については、今後も県と協議を続けてまいります。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 施設利用者数の目標値設定について 百花台公園及び百花台森林公園の施設全体に係る目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している(指定管理者:220,000人、県所管課:410,720人)が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。</p>	<p>指定管理者の目標利用者数は、指定管理期間内である5ヶ年を通した事業計画に基づき設定した長期的な目標であるのに対し、県の目標値は直近の実績を反映させ、単年度の目標値を設定しているため相違が生じております。 目標設定については、今後も指定管理者と協議を続けてまいります。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 用地課		
【長崎県土地開発公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 契約事務について 契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>ア 工事の入札執行について 長崎県土地開発公社決裁規則において、工事の入札執行は総務部長が行うことと定められているが、恒常的に総務部次長が執行している。</p> <p>イ 工事等の起工の決裁について 長崎県土地開発公社決裁規則において、工事等の起工については、1件の設計額が250万円超1億円以下の場合は常務理事が決裁すると定められている。 しかしながら、「平戸市工業団地整備事業に伴う確定測量業務委託」(設計額7,132千円)に係る起工伺について、総務部長が決裁を行っている。</p> <p>ウ 契約保証金について 「時津10工区2工区 - 8住宅用地不動産鑑定評価及び意見書作成業務委託」について、契約の相手方が契約保証金を徴取すべき者であるにもかかわらず、誤って免除している。</p>	<p>決裁規則、事務分掌を見直し、実態と規則等に齟齬がないよう是正しました。</p> <p>今後は決裁規則に則った、適正な決裁権者まで仰裁いたします。</p> <p>今後は、契約時に相手方が契約保証金を徴取すべき者であるか否かについて、複数職員にて確認を行ってまいります。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 県の出資廃止への対応について 当公社は、現在造成・販売中の時津第10工区について、平成24年に策定した経営改善実施計画が現状と乖離していたことから、平成28年度を初年度とする新たな経営改善計画を策定し、事業の完了予定を令和3年度としている。 県は「新」行財政改革プランに基づく検討の中で、当該事業が完了した段階で当公社への出資廃止の方針を打ち出しているため、事業完了後の解散に向けた事業の精算、資産・負債の処理等の課題について整理し、適確な対応を進めていく必要がある。 また、県からの要請により取得・造成した大村臨海工業用地については、未だに県からの買戻しがなされていない状況であるが、本事業は県からの借入金と当公社の自己資金を財源としており、解散までに自己資金を回収する必要があることから、引き続き県に対し買戻しを要請すべきである。</p>	<p>県の方針に対応して、平成29年度から、公社内に検討委員会を立ち上げ、出資廃止(解散)に伴う課題等について検討を行っており、所管課(用地課)と必要な協議を行ってまいります。 また、大村臨海工業用地については、毎年度取得依頼元である県に対し、早期一括買戻しの要請を行っています。 令和元年度も9月26日付文書で要請したところですが、現時点では取得困難である旨の回答を受けております。今後とも、買戻し要請を行ってまいります。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:交通局		
【長崎県中央バス株式会社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 金券等受払簿について</p> <p>商品券の購入において、金券等受払簿に受入れの記載はされており、実際に払い出しているが、払出しの記載がないため、受払簿上は残高があることになっている。</p> <p>また、当該受払簿に当法人分と長崎県交通局分をまとめて記載している。</p> <p>当法人独自の受払簿を作成のうえ、適正に記載し、残高の照合を行うこと。</p>	<p>今回の指摘を受け、弊社独自の受払簿を作成しました。</p> <p>また、残高の照合についても、今後は適正な事務処理を行ってまいります。</p>
	<p>(2) 規程等の整備について</p> <p>組織や職制に係る規程等が整備されていない。</p> <p>長崎県交通局に準じているということであるが、別組織であるので、必要な規程等は独自に整備すること。</p>	<p>今回の指摘を受け、組織及び職制に係る規程を整備いたしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行ってまいります。</p>

31教総第149号
令和2年5月28日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 浅田 ますみ 様
長崎県監査委員 ごう まなみ 様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二 

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和2年3月19日付 H31-21000-01137 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 生涯学習課		
【特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当法人は、佐世保青少年の天地、千々石少年自然の家及び世知原少年自然の家において、各市町教育委員会や学校等への訪問、子供会やPTA等に対する団体利用の依頼、県・市の広報誌への掲載、主催事業の案内、ダイレクトメールの送付によるリピーター確保など利用促進に努めているが、うち佐世保青少年の天地及び千々石少年自然の家の2施設の当年度利用者数について、目標利用者数を下回っている。</p> <p>そのような中、施設のあり方についての検討もなされているところであり、さらなる利用者増に向けて、今後とも、モニタリングの結果を施設の運営に反映させるなど、より利用者のニーズにあった施設の利用促進に努めるべきである。</p>	<p>さらなる利用者増に向けて、佐世保青少年の天地においては、「佐世保法人会」を通して企業への案内を広く行うとともに、新たな取組として施設見学会を企画するなど利用促進に努めています。</p> <p>また、千々石少年自然の家においては、夏期勉強合宿の会場としての誘致をはじめ、新たな企業、幼稚園・保育園・学童保育園等への訪問により施設利用の依頼を行っています。</p> <p>今後は空調設備が整備されたことをアピールし、特に夏場の利用促進を図るため、ホームページの内容の充実を図ります。</p> <p>また、ケーブルテレビを活用しての広報活動、各市の福利厚生事業での活用促進、公共施設でのポスター掲示等、今後も魅力ある主催事業の開催と積極的な広報活動により更なる利用促進に努めます。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 体育保健課		
【公益財団法人 佐世保市体育協会】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について(長崎県立総合体育館県北トレーニング室)</p> <p>当法人は、初心者を対象とした無料体験やポイントサービスの実施などにより利用促進に努めているが、当年度の利用状況は、近隣に民間の24時間ジムができたこと等により、目標利用者数を達成することができず、前年度と比べても減少している。</p> <p>今後とも利用者のニーズの把握、広報の充実などを図り、なお一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>平成31年度からSNS (Facebook) を利用した広報や情報発信を行い、トレーニング機器の紹介や月別の利用者数順位表をアップし、来場しやすい環境づくりに努めています。また、新たにポイント2倍デーやレディースデーを設け、稼働率の低い昼間の利用促進に取り組んでいます。</p>